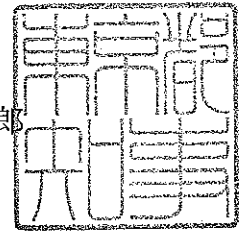




20福保障計第1521号  
平成21年4月28日

審査請求人  
深山 一郎 様  
上記代理人  
弁護士 秋野 達彦 様

東京都知事  
石原 慎太郎



### 裁決書謄本の送付について

あなたが平成20年9月5日付けで提起した介護給付費支給決定処分兼利用者負担減額・免除等決定処分に係る審査請求について別添のとおり裁決しましたので、行政不服審査法第42条第2項の規定により、裁決書謄本1通を送付します。

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、清瀬市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。

裁 決

東京都清瀬市

審査請求人 深 山 一 郎

東京都立川市錦町一丁目17番5号

上記代理人 弁護士 秋 野 達 彦

処分庁 清 瀬 市 長

審査請求人が平成20年9月5日に提起した介護給付費支給決定兼利用者負担減額・免除等決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、東京都障害者介護給付費等不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成20年7月1日付けで行った介護給付費支給決定通知兼利用者負担減額・免除等決定通知（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、これらの点から原処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 請求人は、重度の知的障害を有し、障害者自立支援法（平成17年法律123号。以下「法」という。）に基づく障害程度区分6に認定されており、障害基礎年金と特別障害者手当、重度障害者手当、心身障害者福祉手当を受けて生活している。

請求人は、平成16年からグループホームに入居し、日中は、通所訓練事業所に通所、平成20年から日中活動の場として生活介護事業所を利用している。平成18年4月の法の施行により、それまで無料であった利用料が、平成18年4月に月額1万7,484円、平成19年4月に1万5,000円となったものの、請求人が新たに国の特別障害者手当の対象となったことから、平成19年7月からは2万4,600円とされた。法施行後、請求人は収支ぎりぎりの生活を強いられており、原処分は、自立支援という法の立法目的と矛盾・抵触する違法、不当な処分である。

- (2) 原処分は、法が基本とする費用の1割を自己負担とする応益負担制度に基づくものであり、応益負担制度は、障害があることや障害があるために必要となる障害福祉施策の利用を自己責任とする前提に立つものであるが、障害は自己責任ではなく社会的不利益であり、障害による特別の支出は社会公共で負担すべきものであり、障害福祉施策に関する費用を徴収することは不合理である。

したがって、介護給付等を受けることは、障害者が自立した日常生活を送るため、憲法及び障害者基本法で基礎づけられた権利行使であるから、応益負担に基づく法は、障害者基本法に反するとともに、憲法13条、14条及び25条に反するから、法に基づく原処分も違法な処分であり取り消されるべきである。

(3) 原処分は、法29条4項等に基づき国が実施している負担軽減策の適用を受けていないが、前記のとおり、障害を自己責任とする応益負担制度自体が違憲・違法であるから、仮に軽減策により負担額の減額がされたとしても、原処分は請求人の権利を侵害している点で違法な処分というべきである。

(4) 応益負担制度は、障害を個人の問題とし、その克服・治療が必要であるとする法の「医療モデル」的な障害観から導かれたものであり、環境上の障壁との関係で障害をとらえる「社会モデル」の考え方を持つ障害者基本法、我が国も批准目前の障害者権利条約にも違背するものであり、法に基づきなされた原処分も無効な処分というべきである。

(5) 行政庁の違憲かつ違法な処分により国民の権利が侵害されている場合に、その処分の違憲性及び違法性を審理した上で国民の権利救済を図ることは、行政不服審査法の目的に適うものであるため、行政庁及び審査庁にも法令審査権はあると考えるべきであり、学説上もこのような考え方が有力である。

## 第2 適用法令等

### 1 介護給付費等の支給

介護給付費等の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、居住地の市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない（法19条1項）、法20条1項の規定により、支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村に申請をしなければならない。

## 2 障害福祉サービスの利用者負担

区市町村が支給する介護給付費等の額は、法29条3項の規定により、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の100分の90に相当する額とされている。

支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを利用した場合の自己負担額は、区市町村が支給する介護給付費等を控除した1割相当額となるものであるが、同条4項は、その1割相当の額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲において政令で定める額として、利用者負担額の減免について規定している。

法29条4項による減免の具体的内容は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令10号。以下「施行令」という。）17条1項1号から4号までにおいて、以下のとおり、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して額が定められている。

### (1) 1号

2号から4号までのいずれにも該当しない者（以下「一般世帯」という。）の負担上限月額3万7,200円

### (2) 2号

3号及び4号に該当する者を除いた市町村民税世帯非課税者である支給決定障害者等（以下「低所得Ⅱ」という。）の負担上限月額2万4,600円

### (3) 3号

市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年中の所得税法（昭和40年法律33号）35条2項1号に規定する公的年金等の収入金額、地方税法（昭和25年法律226号）2

92条1項13号に規定する合計所得金額及び国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の合計額が80万円以下の支給決定障害者等（以下「低所得I」という。）の負担上限月額1万5,000円

(4) 4号

生活保護受給者（以下「生活保護世帯」という。）の負担上限月額0円

3 経過措置に関する規定

施行令附則11条1項は、共同生活介護等にかかる利用者負担上限月額について、法施行の日（平成18年4月1日）から平成21年3月31日までの間の経過措置を設けている。

(1) 対象

支給決定を受けた障害者であって、その所有する現金、預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限額は、本則の規定にかかわらず、「2万4,600円」とあるものは「零以上2万4,600円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、「1万5,000円」とあるものは「零以上1万5,000円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とするとされている。

これを受けて、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令19号。以下「施行規則」という。）附則6条1項は、経過措置の適用を受けることのできる要件を、当該支給決定障害者等が所有する現金等が500万円以下であり、かつ、居住の用に供する家屋や土地以外に社会通念上減免を受けることが適切でない認められる資産を有していないこととしている。

(2) 共同生活介護に係る経過措置

共同生活介護に係る経過措置の利用者負担上限月額については、施行規則

附則7条1号及び2号に規定されている。なお、同条各号で算出した額が、本則で規定する額である1万5,000円もしくは2万4,600円を超えるときは、それぞれ本則の額とされている。

ア 障害福祉サービスのあった月の属する年の前年の収入（国又は地方公共団体から特定目的に対して支給され、当該使途に費消される金額その他障害福祉サービスに要する費用に充てることのできない収入として市町村が認めた収入（以下「特定目的収入」という。）を除く。）を12で除して得た額から租税及び社会保険料等の費用を12で除して得た額（12で除したときに円未満の端数が生じた場合には、収入・支出ともに円未満の端数を切り捨てる。）を控除して得たとして区市町村が認定した額（以下「認定月収額」という。）が、6万6,667円以下の場合には、零とされている。（施行規則附則7条1号）

イ 認定月収額が6万6,667円を超える場合には、施行規則附則7条2号において、以下のとおり、工賃、賃金その他の就労による収入（以下「就労収入」という。）並びに年金等収入の合計額（以下「就労等収入額」という。）の額に応じて、決められている。

(ア) 就労等収入額が6万6,667円を超え、就労等収入額から6万6,667円と就労収入の額に応じて定める就労収入控除額との合計額を控除して得た額（以下「控除後就労等収入額」という。）が4万円以下の場合  
認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額と、当該控除後就労等収入額に100分の15を乗じて得た額との合計額とされている（施行規則附則7条2号イ）。

(イ) 就労等収入額が6万6,667円を超え、控除後就労等収入額が4万円を超える場合

認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額と、6,000円と当該控除後就労等収入額から、4万円を控除して

得た額に2分の1を乗じて得た額との合計額とされている。

なお、就労収入控除額は、「就労収入の額が3,000円以下」の場合は「3,000円」、「就労収入の額が3,000円を超え2万4,000円以下」の場合は、「就労収入の額」、「就労収入の額が2万4,000円を超える」場合は、「2万4,000円と就労収入の額から2万4,000円を控除して得た額に100分の30を乗じて得た額」との合計額とされている（施行規則附則7条2号イ）。

- (ウ) 就労等収入額が6万6,667円以下である場合、認定月収額から6万6,667円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額とされている（同ロ）。

### 第3 認定事実及び判断

#### 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成20年6月12日付けで、処分庁に対し、介護給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（以下「本件申請書」という。）及び世帯状況・平成19年中収入・資産等申告書等必要添付書類を提出した。
- (2) 本件申請書によれば、請求人の生年月日は昭和48年9月21日であり、原処分の発効した平成20年7月1日時点で、34歳であると認められた。
- (3) 処分庁は、請求人が市町村民税非課税であることを確認した。
- (4) 本件申請書と同時に処分庁に提出された請求人作成の世帯状況・平成19年中収入・資産等申告書及び添付資料によれば、請求人の預貯金額等は500万円以下であると認められた。
- (5) 本件申請書と同時に処分庁に提出された請求人作成の世帯状況・平成19年中収入・資産等申告書によれば、請求人の平成19年中の収入は、223万7,376円で、その内訳は、国が支給する障害基礎年金99万0,096円と特



別障害者手当31万7,280円、地方公共団体が支給する心身障害者福祉手当18万6,000円と重度心身障害者手当72万円並びに工賃2万4,000円であると認められた。

- (6) 処分庁は、平成20年7月1日、介護給付費の利用者負担上限月額を2万4,600円とする内容の原処分を決定し、同11日、請求人に通知した。

## 2 判断

- (1) まず、原処分において請求人の利用者負担上限月額が2万4,600円と決定されたことについて、原処分の時点での請求人の課税状況、所得及び資産等の状況に照らして、適正であるか否かを判断すべきと考えられるので、以下、この点について判断する。

### ア 障害福祉サービスの利用者負担について

請求人は、市町村民税非課税であり、平成19年中の収入額が80万円以上であることから、施行令17条1項2号に該当する支給決定障害者等に該当し、その負担上限額は原則として2万4,600円である。

### イ 経過措置の適用について

- (ア) 請求人の市町村民税課税状況は、前記認定事実(3)のとおり非課税であり、経過措置の適用を受けることのできる要件を満たしていると認められる。
- (イ) 請求人の収入及び資産は、前記認定事実(4)のとおり、世帯状況・収入・資産等申告書等から、経過措置の適用を受けることのできる要件を満たしていると認められる。
- (ウ) 次に、請求人の認定月収額は、請求人の前年の収入223万7,376円から、生活保護法において収入として認定されない額である20万4,000円を除き、12で除して得られた16万9,448円から、収入からの控除の対象となる国民健康保険料1万3,800円を12で除して得られた1,150円を控除して算出された16万8,298円となり、これは6万6,667円を超えている。

(エ) 次に、請求人の就労等収入額は、就労収入として工賃が月額2,000円、年金等収入が、障害基礎年金月額8万2,508円、特別障害者手当月額2万6,440円の計10万8,948円であり、就労等収入額は、11万948円となる。請求人の就労収入控除額は、就労収入が3,000円以下のため、3,000円となる。

(オ) 次に、請求人の控除後就労等収入額は、就労等収入額である11万948円から、6万6,667円及び就労収入控除額3,000円を除くと、4万1,281円となり、4万円を超えている。

(カ) 請求人の認定月収額16万8,298円から就労等収入額11万948円を控除した額5万7,350円に2分の1を乗じて得た額は、2万8,675円となる。

(キ) 6,000円と控除後就労収入額4万1,281円から4万円を控除して得た額1,281円に2分の1を乗じて得た額640円との合計額は、6,640円となる。

(ク) 前記(ア)から(キ)までにより、経過措置規定を適用すると、請求人に係る「支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」は、(カ)、(キ)の算定額の合計である3万5,315円であるが、同規定により、算定額が本則の2万4,600円を超えるときは、2万4,600円とされているため、請求人の利用者負担上限額は、2万4,600円になると認められる。

## ウ 結論

以上のとおり、法令の規定によれば、請求人の利用者負担上限月額は、2万4,600円と算定され、これは原処分の内容のとおりであると認められる。

(2) 請求人は、障害者に負担を求める法に問題があるとともに、以前は不要であった自己負担が法施行後発生したため、経済的に余裕がなく、このような負担を強いる原処分は違法又は不当である旨主張する。

しかし、原処分は法令の規定による経過措置を適正に適用した結果として、請求人の利用者負担上限月額を本来の額と同じ2万4,600円とする内容であって、違法又は不当な点は認められない。

したがって、この点についての請求人の主張は理由がない。

- (3) さらに、請求人は、障害は自己責任ではなく社会的不利益であり、障害による特別の支出は社会公共で負担すべきものであり、障害福祉施策に関する費用を徴収することは不合理である等として、現行の法による利用者負担制度は、障害者基本法、憲法13条、14条及び25条に反する点で、法の条項は無効であり、原処分も無効である等とも主張している。

しかし、前記(2)のとおり、法は経過措置により、利用者月額負担上限額の減免制度を行うなどしていること及び、憲法81条によれば、法令等の合憲性審査権は最高裁判所を終審裁判所としており、法による利用者負担制度そのものが憲法、障害者基本法等の趣旨に反しているから、原処分も無効である旨の請求人の主張は、独自の見解にとどまるものであって、採用することはできない。

- (4) また、請求人は、行政庁及び審査庁にも法令審査権はあると考えるべきであり、学説上もこのような考え方が有力であると主張するが、本件審査請求は、行政不服審査法に基づき、行政機関である審査庁が行政処分である原処分が違法又は不当であるか判断するものであり、処分の根拠となった法令の合憲性審査権を有するものではなく、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って、審査請求に対する判断を行うべきものであり、法令が無効であることを処分取消しの理由とすることはできない。

- (5) その他、原処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法40条2項の規定を適用して棄却することとし、主文のとおり裁決する。



平成21年4月28日

審査庁 東京都知事 石原 慎太郎

上記は謄本である。

平成21年4月28日

東京都知事 石原 慎太郎

